

中小企業等エネルギー対策交付金【緊急分】

15%以上の節電を目標とした

中小企業節電勤務シフト体制導入補助金

1 趣 旨

今夏の電力不足が懸念される中、中小企業等が平日の昼間電力ピーク時に電力を使用する生産設備等の稼働を休停止し、節電対策に寄与することに対する緊急支援を行う。

2 事業内容

中小企業等が、節電勤務シフト体制を導入することにより、発生する経費の2分の1を補助する（補助額上限 300千円）。

3 補助対象者

府内に事業所を有する中小企業等（中小企業基本法第2条に定めるもの、又は、これらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの）

4 補助対象要件

- (1) 労働時間の伸長にならない勤務シフト体制を構築すること。
- (2) (1)により、平日昼間（午後1時～4時の間を含む連続して3時間以上の時間を1回とする。）に、電力を使用する生産設備等を期間中7回以上、休停止状態とすること。
- (3) 上記(1)及び(2)の実施により費用が発生すること。

5 補助対象経費

節電勤務シフト体制の構築及び実施に要する経費

6 補助対象期間

平成24年7月2日～9月7日の平日（土日・祝日及び8月13日～15日を除く。）

7 申請先

中小企業応援隊

（商工会・商工会議所・商工会連合会・中央会・（公財）京都産業21）

8 申請期間

平成24年6月26日～7月6日（受付時間：平日9時から17時まで）

《お問い合わせ先》

久御山町商工会 担当 鵜ノ口・片岡・檜垣・梅原

電話 075-631-6518